平成２３年（フ）第５７号
愛媛県宇和島市夏目町３丁目６番５―304号市営住宅
債務者　小川　眞三
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３７２号
沖縄県糸満市字兼城581番地の１エンゼルハイム糸満411号
債務者　宮地　和宏
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３７５号
沖縄県糸満市字潮平771番地の２花城アパート303号
債務者　渡嘉敷紀代子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６２７号
千葉県松戸市河原塚357番地　スカイハイツ302号
債務者　高比良純代
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６３７号
千葉県柏市戸張1229番地１　コーポ成島202号
債務者　渡邉　　岳
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６４３号
千葉県柏市西原６丁目１番18号　テラス鏑木パート２―７号
債務者　田所　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２８号
沖縄県石垣市字登野城36番地
債務者　上原　政信
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第１８５号
群馬県太田市富沢町285番地　エトワール103号
債務者　斯波慶行・田中康・田中光俊・田中萬福こと　全　　萬福
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１８６号
群馬県太田市富沢町285番地　エトワール103号
債務者　斯波　厚子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１８７号
群馬県太田市富沢町285番地　エトワール104号
債務者　斯波亜紗美（旧姓矢菅）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野613番地16
債務者　片山　定一
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２０１号
群馬県館林市北成島町1774番地
債務者　青木　雅美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３４９号
岐阜市鏡島南４丁目７番３―105号　第２磯部コーポ
債務者　高橋美千代
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６３号
岐阜県関市小瀬南２丁目４番107号、申立時の住所岐阜県各務原市蘇原東栄町２丁目81番地１　地産マンション803号
債務者　平木登貴夫
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４５４号
岐阜市本荘西２丁目214番地
債務者　森島　晶子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４３２号
名古屋市中村区東宿町２丁目151番地　第２富士コーポ302号
債務者　長谷川亜由子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

第明治三二十種郵便物認可
三年三月三十一日